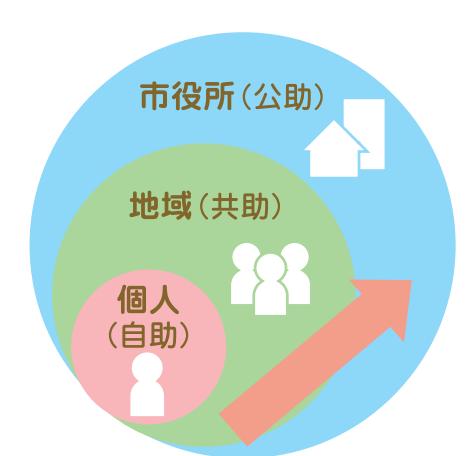


なぜ「協働」が必要なの？

環境問題の深刻化、少子高齢化、情報化、国際化などの進展に伴い、地域社会や市民のニーズは、ますます多様化しています。

また、地方分権に対応するためには、地域の課題を、地域自らが自発的に解決する体制を整えていく必要があります。

こうしたことから田原市における「自助・共助・公助」の仕組みによるまちづくりを実現するための考え方として、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO、事業者と市の機関が連携して、地域課題に取り組む「協働」が必要となっています。

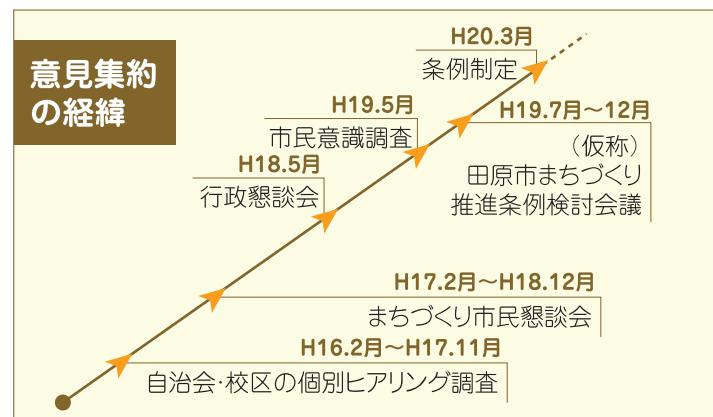


- ①自助 個人でできることは個人で解決。
- ②共助 個人でできないことは地域がサポート。
- ③公助 地域でできないことは行政が担当。

条例検討の過程

参加と協働によるまちづくりに必要な事項を把握するために、様々な方法によって市民や各種団体の意見を集約しました。

集約した意見のなかから、基本的なルールとして定めておくべきことを条例として整理しました。



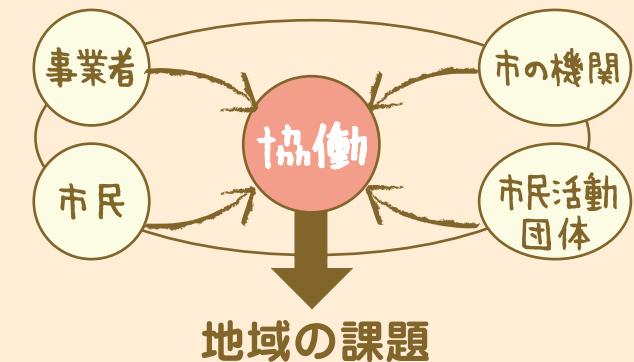
市民協働まちづくり条例で目指す姿

市民・市民活動団体・事業者・市の機関が、お互いの理解と信頼のもとに、それぞれの社会的な役割と責任を自覚し、自らができるることを考え、連携して地域の課題に対して取り組んでいきます。(条例 第3条要旨)

●協働の事例紹介



伊良湖校区では、松枯れによる自然景観の悪化や、農業・観光への影響などが課題となっています。白砂青松の景観を再生するために、市が松の苗木を用意し、地域の人々により苗木の植樹を行うという協働が行われました。



条例の 7つのルール

これからまちづくりは
みんなが主役。
自分ができることを
考えて行動しよう!



その1

それぞれの役割の実現に努めます。(第4条～第7条)

市民の役割

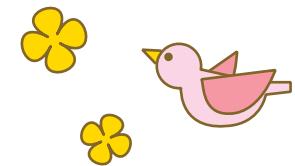
地域への関心を高め、自らできることを考えて行動します。市民公益活動に進んで参加します。

市民活動団体の役割

市民公益活動に取り組むとともに、活動を市民に理解してもらうように努めます。

事業者の役割

地域社会の一員として、自らができるることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援します。



市の機関の役割

市民参加と協働によるまちづくりのための施策を実施します。市民活動団体の総合調整に取り組みます。

市民公益活動

市民・市民活動団体・事業者が行う活動のうち、良好な地域社会を形成するための活動や社会貢献活動のことをいいます。

市民活動団体

ボランティア団体・NPOをはじめ、老人会や子ども会などの団体や、自治会や校区などの地域コミュニティ団体も市民活動団体に含まれます。

その2

協働が盛んになるように基本方針を定めます。(第8条)

「協働促進の方針」は、市の機関だけでなく、市民・市民活動団体・事業者の役割を含めた田原市全体の取り組み方針として策定します。この取りまとめを市の機関が行います。

その3

市民参加と協働の実現に努めます。(第9条・第10条)

市民参画

市の機関は、施策立案や計画策定時に市民等の意見を聞く機会を設けます。

市民と行政の協働

市民等は、行政活動に参加するように努めます。

市の機関は、市民・団体・事業者と一緒に行政活動を行います。

市民同士の協働

市民等は、他の市民・団体・事業者と協力して市民公益活動に取り組みます。

市の機関は、市民同士の協働が促進されるように努めます。